

令和3年11月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
~~(5番) 宮原 清人~~ (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 ~~敏彦~~ 尾方 ~~豊和~~ 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(2人)

5. 議事日程

日程第1 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、5番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年11月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、6番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は23件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字十島、地目は畑が1筆、面積は1,350㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で1,000,000円、10aあたりに換算すると740,740円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>現地を確認し、譲渡人に確認しました。現在ニンニクを作っておられましたが、高齢になり今後続けていくことは困難だとのことでした。譲受人はハウスを建ててキュウリを作付けする予定です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告があり</p>

	<p>ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字四浦東字上下坂、地目は畑が1筆、面積は135㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で200,000円、10aあたりに換算すると1,481,481円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>この譲受人につきましては、昨年度の豪雨災害で被災され、申請地の隣の住宅を購入されましたが、畑を含めたところで売買となりましたので、一緒に買われることになりました。また、譲受人は農地を所有しておりませんが、相続に時間がかかっているとのことで、農作業には従事されている方です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字立神、地目は畑で 1 筆、面積は 1,062 m²で転用目的は事務所及び駐車場です。売買価格は 1 筆で 500,000 円、10 a 当りに換算すると 470,809 円です。この案件に係る農地は第 2 種農地であり、土木工事等を営む法人が業務拡張のため本申請地を買い受け、法人の事務所及び従業員や顧客来訪時の駐車場、業務に使用するユニック車等の駐車場として利用したく申請されたものです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 3 番委員に報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>道向かいにある法人の事務所の方と兄弟で、今回別法人の事務所を申請地に建てたいとのことで申請されております。現地は耕作放棄地状態で荒れております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 3 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>はい。隣接する水路に排水を流されたりすると水路が詰まったりする事案がありますので、農業委員会からの意見としてそのことを明記していただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>わかりました。農業委員会からの意見として明記します。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

<p>議長</p>	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 2 筆、合計面積は 6,434 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 2 筆で玄米 120 kg です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
<p>川辺地区推進委員</p>	<p>11 月 1 日に 10 番委員と確認しております。再設定でもありますので、議案のとおり間違いありません。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番から 4 番については、利用権の設定を受ける</p>

	<p>者が同一につき一括して審議いたします。また、深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字雨宮鶴及び大柳、大字深水字田ノ下、地目は田が 3 筆、合計面積は 4,067 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は全筆で玄米 420 kg です。番号 3、大字柳瀬字山ノ田、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,515 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 90 kg です。番号 4、大字柳瀬字山ノ田、地目は田が 3 筆、合計面積は 5,540 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 90 kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 2 番を 8 番委員、3 番と 4 番を 1 番委員に報告をお願いします。</p>
8 委員	<p>11 月 1 日に川辺地区推進委員と確認しまして、記載されているとおり間違いのないとのことでした。</p>
1 番委員	<p>現地と電話で確認しました。再設定でもありここに記載のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 2 番を 8 番委員、3 番と 4 番を 1 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで伊東推進委員の入室を許可します。
	(深水地区推進委員入室・着席)
議長	次に、5番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が1筆、面積は980㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は令和4年2月28日までとなっていますが、耕作放棄地解消事業の期限までの期間となっており、その後は農地中間管理事業を利用される予定です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日、借受人のほうに確認してきました。この内容で間違いはないのですが、2月28日の期間以降も継続して借りていく意向があるとのことでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号6、大字柳瀬字天子、地目は田が1筆、面積は724㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米90kgです。以上です。

議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日、借受人のほうに確認しております。議案に記載のとおり間違いございません。現地は2筆が1枚になっております。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、7番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号7、大字柳瀬字浜ノ上、地目は田が1筆、面積は1,902㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米90kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。
3番委員	11月8日に両人に確認しまして、書面に記載のとおり間違いありません。以上報告いたします。
議長	ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に8番から13番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番から13番につきましては、農業公社の分になります。番号8、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は702㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号9、大字川辺字下七折及び上七折、地目は畑が4筆、合計面積は2,897㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号10、大字川辺字下永坂及び中永坂、地目は畑が5筆、合計面積は6,288㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号11、大字川辺字中永坂、地目は畑が1筆、面積は124㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号12、大字川辺字高原及び七折及び下永坂、地目は畑が7筆、合計面積は10,737㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。番号13、大字川辺字佐土原、地目は畑が2筆、合計面積は3,003㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字深水字荷把枝迫、地目は畑が 2 筆、合計面積は 8,291 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,243,650 円、10 a 当たりに換算すると 150,000 円です。この案件は前回保留になった案件でありまして、売買価格がこれでいいのか再確認し、両者納得の上で申請されております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。なお 1 番から 6 番については、熊本県農業公社に関する案件ですので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 702 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で 10 a 当たり</p>

	<p>賃借料は5,000円です。番号2、大字川辺字中永坂、地目は畑が1筆、面積は124㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は5,000円です。番号3、大字川辺字下七折及び上七折及び下永坂、地目は畑が7筆、合計面積は6,673㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は5,000円です。番号4、大字川辺字高原及び七折及び下永坂、地目は畑が7筆、合計面積は10,737㎡です。権利種別は機構法使用貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。番号5、大字川辺字中永坂、地目は畑が2筆、合計面積は2,512㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は5,000円です。番号6、大字川辺字佐土原、地目は畑が2筆、合計面積は3,003㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
	<p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について</p>

議長	<p>12月10日（金）、午後4時から</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--

閉会：午前9時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年11月10日

相良村農業委員会

署名委員 6番 _____ ㊟

署名委員 7番 _____ ㊟